

スポーツ施設「利用制限回数」一覧表

分類	施設名	利用制限の内容	備考
体育館	市民体育館 東山体育館 地区体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・昼間（9時～18時） 1週間 部分使用2回 ・夜間（18時をまたぐ又はそれ以降） 1週間 部分使用1回 ・1回3時間 ・使用回数は市民体育館と地区体育館を併せての回数とする。ただし、昼間と夜間の回数は別に数える。 <p>【市民体育館でのテニスまたはソフトテニス利用の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月～10月…昼夜共に1週間前の同一曜日から申請受付 ・11月～3月…昼間 1週間 部分使用2回 夜間 1週間 部分使用1回 <p>【東山および各地区体育館でのテニスまたはソフトテニス利用の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昼間 1週間 1回 専用使用（淀江体は部分使用） ・夜間 1週間前の同一曜日から受付 専用使用（淀江体は部分使用） 	制限回数以上の使用は、使用希望日の1週間前（同一曜日）から可能。
（グラウンド） （運動公園）	東山補助グラウンド 日野川運動公園 日野川堰運動公園	<ul style="list-style-type: none"> ・1団体 週2回 うち ・土日祝は月2回 ・1回3時間 ・使用回数はグラウンド（運動公園）の回数を併せての回数とする。ただし、日野川堰運動公園は単独で数える。 例）日野川運動公園を週2回、日野川堰運動公園を週2回、併せて週4回使用が可能。 	
野球場	市民球場 淀江球場	<ul style="list-style-type: none"> ・1団体 週2回 うち ・土日祝 月2回 ・夜間 月5回 ・1回3時間 ・使用回数は各野球場の回数を併せての回数とする。ただし、ブルペン単独で数える。 <p>【市民球場ブルペン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1団体 週2回 うち ・土日祝 月4回 ・夜間 月5回 ・1回3時間 	
スポーツ広場	東山スポーツ広場 淀江スポーツ広場 河崎公園スポーツ広場	<ul style="list-style-type: none"> ・1団体 週2回 うち ・土日祝 月2回 ・夜間 月5回 ・1回3時間 ・使用回数は各スポーツ広場の回数を併せての回数とする。 	
庭球場	東山庭球場	<ul style="list-style-type: none"> ・昼間 週2回、1日あたり4面 ・夜間 週2面 ・1回3時間 	
球技場	東山球技場	<ul style="list-style-type: none"> ・サッカー・ラグビー等の使用は1週10時間を基準とする。 ・1日の最大利用時間は4時間を基準とする。 ※管理者がグラウンド状況不良と判断した場合は許可を取消すこともある。 	制限解除なし

※こちらに記載のない施設は、基本的に利用回数の制限はありません。
 ※その他ご不明な点等は、各施設管理者に直接お問い合わせください。